

災害による国府の移転

一、はじめに

木下良

『文徳天皇実録』嘉祥三年（八五〇）十月十六日条に、「出羽国言上。地大震裂。山谷易_レ処。庄死者衆。」と記される地震は、当時に大きい被害を出しただけでなく、その後、地盤の沈下をも来したらしい。『三代実録』仁和三年（八八七）五月二日条によれば、出羽郡井口地（₁）に在った出羽国府はこの地震によって、「形成_レ更改。既成_二窪泥_一。加_レ之海水漲移。迫_二府六里所_一。大川崩壊。去_レ隍一町余。両端受_レ害。無_レ力_二隄塞_一。堙没_レ之期在_二於旦暮_一。」と言ふような状態になったので、その移遷が議せられたことを記している。すなわち、最上郡大山郷保宝土野（₂）を候補地として移転案が提出されたが、検討の結果はこれを不適當として、結局は「旧府近側高敞之地」（₃）をえらんで遷造されることになったものである。

これは、災害によつて国府が移転したことを記録する唯一の事例である。一般に国府の所在やその移転を正史類に記すことはきわめて稀であるが、対蝦夷問題は当時の政府にとっては極めて重要であつたので、北辺の要地としての

出羽国府については格別の関心がはらわれていたのであろう。

自然災害のために集落が潰滅し、そこを居住の不適地として、他地に移るということは古今東西を通じて各地に認められる現象であるから、他にも災害を理由として国府移転を論ずる説がある。

例えば、大槻如電は(4)、『続日本後紀』承和八年(八四一)二月十三日条に、「信濃国言。地震、其声如雷。一夜間凡十四度。墻屋倒頽。公私共損。」とある地震によって、信濃国府は小県郡から筑摩郡に移遷し、また『三代実録』貞観十一年(八六九)九月十四日条に、「是日、肥後国大風雨。飛瓦拔樹、官舎民居顛倒者多、人畜庄死不可勝計。潮水漲溢、漂没六郡。水退之後、搜撫官物。十失五六焉。自海至山。其間田園數百里。陷而為海。」と見える水害によって、肥後国府は託麻郡から飽田郡に移転したとする他、備前国府は旭川の水害のために、上道郡から御野郡に、安芸国府は「水火の変災」によって、賀茂郡から安芸郡に移されたものであろうとしている。

相摸初期国府の所在を高座郡の国分寺付近とする大場磐雄(5)は、『和名抄』に記す大住郡への移転を、『三代実録』元慶二年(八七八)九月廿九日に見える地震を契機と考えている。すなわち、「夜地震。是日。関東諸国地震裂相摸・武蔵特為尤甚。其後五六日。震動未止。公私屋舎一無全者。或地窪陷。往還不通。百姓庄死不可勝記。」と記すところで、更に元慶五年十月三日条に、「相摸国言。国分寺金色薬師丈六像一躰。挾侍菩薩像二躰。元慶三年九月廿九日遭地震。皆悉摧破。其後失火烧損。望請改造。以修御願。又依太政官去貞観十五年七月廿八日符。以漢河寺為国分尼寺。而同日地震。堂舎頽壞。請仍旧以本尼寺。為国分尼寺。詔並許之。」とあるように、国分寺も大損壊をうけたものである。

また、近年実施されるようになった国府跡の発掘調査によって、国府が災害によって廢滅したことを示す状況が、

数箇国で認められている。

例えば、昭和三七年に発掘調査された肥後託麻国府⁽⁶⁾は、水流の跡と見られる窪地と、泥層や砂層の堆積があつて、洪水によって廃滅したことが知られ、遺物によって知られる国府存続の下限は九世紀中頃と見られるので、前述の大槻如電の説にほぼ適合する。

昭和三八・九年に発掘調査された、近江国府の国庁跡⁽⁷⁾は、『扶桑略記』天延四年（九七六）六月十八日条に、「申時。有^二大地震^一。……（中略）……近江国分寺大門倒。二王悉碎損。国府庁並雜屋卅余宇顛倒。関寺大仏悉碎損。腰上已無矣。其後一兩日間頻震不止。」とある地震によって壊滅した後には、其地に再建されることなく他地に退転したと見られている。

昭和四五年に発掘調査された栃木市大房地遺跡⁽⁸⁾は、近くに古国府の地名もあり、礎を用いた基壇を検出して下野国府付属建物の一部と考えられ、瓦などの出土遺物により奈良時代末から平安時代初期にかけて存続したものと見られるが、基壇上には洪水による砂礫層の堆積があり、また遺跡東方約五〇〇mを流れる思川の下流地域には、明らかに水の力を受けて磨滅した古瓦片が多く認められるという。なお、当遺跡の西北約一・五kmの国府をはじめとして、北方約三kmの惣社、西北三km余の印役など、国府関係の地名・神社などが各所に散在するところから、何回かの国府の移転が想像されるのであるが、大房地遺跡を含む初期国府は平安初期に水害によって廃滅したものと考えられる。ただし、これに対応する記録は史上に見当らない。

一方、国府が災害を受けたが、その地に修復再建されて移転に至らない例も多く、例えば前記の近江国庁は平安時代初期に火災によって焼失したが、同所に再建されており⁽⁹⁾、また、『三代実録』元慶二年（八七八）九月廿八日条

に、「紀伊国司言。今月廿六日亥時。風雨晦暝。雷電激発。震_二於国府庁事及学校并舎屋。被_レ破_二官舎廿一字縁辺百姓卅三家。」と見えて、甚大な被害を受けた紀伊国府は、和歌山市府中に想定されるが、ここでは国府の移転はなかつたとされる⁽¹⁰⁾。

信濃国府は初め小県郡にあって、後に筑摩郡に移ったとすることが定説になっているが、その移転の事由と時期については諸説があって、大槻は承和八年（八四一）の地震としたが、この災害記事には特に国府の被害を明示してはいないので、他にとりあげる者はない。一方、『扶桑略記』天慶七年（九四四）九月三日条に、「天下大風。京洛官舎門楼多以顛倒。其日。信濃守紀文幹到_二着国府」。出居_二国庁。庁舎顛倒。正_二殺守文幹。」と記録される事件があり、これを国府移転の契機とする一説⁽¹¹⁾があるが、既に元慶三年（八七九）には国府は筑摩郡にあったと考えられる⁽¹²⁾もあって、大方はこれをとらない。

筆者⁽¹³⁾はまた、元慶三年の地震によって、相摸国府が高座郡から大住郡に移転したとする説を否定した。本来、高座郡に国府が置かれていたとすること自体に根拠が薄いからでもあるが、「公私屋舎一無_二全者。」とされ、その被害も相摸・武蔵二国にわたってきわめて広範囲であるのに、移転先とされる大住郡の被害が特に軽微であったとは考えられないし、国分寺は旧地に修復されたのに、国府だけが移転しなければならない理由もないからである。

このように、災害を契機として国府が移転する場合、災害後も旧地に再建される場合とがあるが、単なる官舎のみでなく都市計画を伴う律令盛行期の国府は、その移転新置には多大の労力と費用とを要し、また交通路の変遷など影響するところも大きいから、国府の移転はやむをえない場合にのみ限られたものと考えられる。すなわち、最初にあげた出羽のように、地震による地盤沈下の結果、立地条件そのものが悪化し、国府の存続が不可能になったことな

どがこれにあたる。

したがって、一応律令に則して国政が行われていたとされる一〇世紀初頭までは、特に立地条件を変化させるような災害でなければ、被災後も国府はその地に再建され、移転は行われなかったものと考えたい。立地条件そのものが変化した例としては、前述の出羽の地震、下野・肥後などの水害があげられよう。

しかし、一〇世紀後半以降の律令衰退期乃至崩壊期においては、国府の機能も縮少し、律令盛行期に整備された国府の機構と規模はもはや必要とされず、むしろその維持に困難を感じる状態にあったと考えられるので、この時期における災害は、当時の国府の機能や規模に適應する土地への移転の絶好の機会となったのではなからうか。

このように解することによって、平安時代初期には火災によって焼失した近江国庁がその地に再建され、一〇世紀後半の地震では再建されることなく、他地に移った事実が理解できる。

二、『和名類聚抄』所載の国府所在をめぐって

一般に国府跡は国府関係地名の遺存によって知られ、律令盛行期に建設された国府は、小都城的条坊の都市計画をもって整備され、国庁などの主要建物は瓦葺きにされることも多いので、律令衰退期また崩壊期の国府に比較して明瞭な遺跡が残り、またその周辺に配された国分両寺の遺跡はよく知られるので、その所在比定は各国ともほほ明らかになっている。

しかし、国府所在を全国的に記す最古の史料とされる『和名類聚抄』（以下、『和名抄』）に記載される国府所在はこれらに合致しないものがかかなり認められて問題とされてきた。すなわち、甲斐・相模・丹後・備前・豊前・肥前

肥後などの諸国であるが、筆者は『和名抄』の記載はその編纂当時の一〇世紀初頃の国府所在を示し、それ以前また以後に国府の移転が行われた結果、当時の国府所在が不明になったとする見解から、甲斐⁽¹⁴⁾・相模⁽¹⁵⁾・備前⁽¹⁶⁾・豊前⁽¹⁷⁾については若干述べるところがあった。しかし、特にこれら諸国の当時の国府所在を明確にするには至らなかつたのであるが、その後、戸祭由美夫⁽¹⁸⁾は『和名抄』所載の豊前国府跡を想定し、⁽¹⁹⁾また木原武夫⁽¹⁹⁾は肥前国府の移転について述べ、『和名抄』に相応する国府所在地を提示している。

これらの移転理由については、あまり明確な説明はなされていないが、筆者はこれら諸国に共通して、水害がその主因であったとする観点から若干の考察を試みたい。

(1) 肥後

肥後国府は『和名抄』に「益城⁽²⁰⁾国⁽²¹⁾府」とするが、旧託麻郡に入る熊本市出水町国府に遺跡があり、また熊本市二本木は古府中と呼ばれて、『伊呂波字類抄』に「鮑田⁽²²⁾府」とあるものに該当する。これらをその所在郡名によって、益城国府・託麻国府・鮑田国府と呼称すれば、益城国府は永くその比定地が認められなまま、『和名抄』の誤記とする解釈⁽²³⁾がおこなわれ、託麻から鮑田への移転が言われてきた。

しかし、松本雅明⁽²⁴⁾は下益城郡城南町陳内の白鳳期寺院跡を国府関係寺院と解して、初期国府の存在をその北方の舞原台地上の古瓦出土地に想定し、これを『和名抄』の益城国府に該当するものとした。さらに託麻国府跡の発掘調査⁽²⁵⁾に従事し、その成立を八世紀中頃、洪水による廢滅を九世紀中頃とした。以後の肥後国府は旧説に従い鮑田に移されたとするものである。

筆者は⁽²⁶⁾、託麻国府と鞠智城とを連絡する官道の存在を認め、託麻国府は遅くても七世紀末には成立したものと

考え、これを初期国府とした。次に、『和名抄』の記載は、ほぼその編纂当時の一〇世紀初頭頃の状態を示すものと考え、託麻国府廃滅後の移転地は益城国府とした。従来の説に言う飽田国府は、洪水の被害をよりうけやすい白川河岸の低地にあり、洪水によって廃滅した託麻国府からの移転先としては不適當であるからでもある。そこで、益城国府の所在を駅路に沿い、洪水に安全な台地上にある下益城郡城南町宮地に比定し、方五町の府域を考定した。飽田への移転は、総社など飽田国府関係神社の創祀伝承や、国司藤原保昌に係わる所伝などから、一一世紀初頭頃と考えた。

(2) 肥前

肥前国府跡は嘉瀬川溪口部東岸の佐賀県佐賀郡大和町大字久池井・尼寺の一带とされ、国分面寺跡の他に、総社の跡とされる惣座の地名や、国府の印鑰を祭祀する印鑰神社も存している。

米倉二郎⁽²⁴⁾は惣座を西北隅に、印鑰社を東南隅とする、東辺七町半、西辺および南辺八町、北辺七町の不等辺四辺形の国府城を想定した。他に高橋誠一⁽²⁵⁾は米倉の想定より約二町南、約五町東にずれる方八町の府域を、また木原武夫⁽²⁶⁾は西辺と南辺をほぼ高橋に同じくする方六町の府域をそれぞれ想定している。米倉の想定府域内には、現在水田となっている低湿地を多く含むだけでなく、旧河道とみられる痕跡をも示しているので、高橋・木原の想定では、ことさらにこれを避けたとも考えられるが、筆者⁽²⁷⁾は惣座東南約五〇〇mの微高地に古瓦を多く出土するところから、ここに国庁など国府主要建物の所在を想定して、これを想定府域内に含む米倉説に従いたい。

駅路は府城南辺の南方約二〇〇mを、ほぼ東西に通り、『延喜式』佐嘉駅跡は特に明らかではないが、嘉瀬川の渡河点付近に求められよう。

ところで、一帯の地は嘉瀬川西岸を含めて佐嘉郡域に属し、『和名抄』の小城郡と異なる。『大日本史』は佐嘉郡から小城郡への移転とするが小城郡での所在については記すことなく、『地名辞書』は『和名抄』の誤記とし、『駅路通』は郡界移動説をとっている。しかし、小城郡内には特に国府の所在を思わせる徴証が認められず、『伊呂波字類抄』には佐賀郡と記すところから、『和名抄』の誤記と解するものが多かった。

木原は、大和町のそれを初期国府として、次に『和名抄』に記載される小城郡への移転を考定し、その所在を多久市東多久町別府に想定するが、移転の事由や所在地比定の根拠については明かにしていない。別府は『延喜式』高来駅の比定地で、西南方杵島郡方面と北方松浦郡への官道の分岐点と考えられる要地で、肥後における益城国府の立地と共通するところがあるが、平野部から離れた小盆地の閉鎖的な地形は、当時の国府所在地としてはやや不適當の感がある。いずれ、木原の詳論を待つて検討したいが、筆者にはむしろ日野尚志²⁸⁾の考える小城町の方が適當のように思われる。

小城は古くから小城郡の主邑で、南北朝時代には、征西將軍懐良親王に従って西下した、千葉氏の拠るところとなつた戦略的要地であるが、これも旧時の国府であつたことに基づくものではなからうか²⁹⁾。

小城町市街部の現在の地割は近世城下町のそれを示すものであるが、特に周辺条里の地割と方位を異にすることは、以前の地割を踏襲したことも考えられ、その範囲は約方六町で、その北辺を駅路が通過することなどもあわせ考えて、ここに小城郡家の所在を想定することも可能である。また小城町市街の西北約一・三kmにある、奈良期の晴氣廃寺は郡寺に比定できよう。

以上によって考察すれば、大和町の嘉瀬川畔にあつた初期肥前国府は、水害を被るに及んで、『和名抄』の編纂当

時には、小城郡家の地に移されたものではなからうか。しかし、『伊呂波字類抄』によれば、国府は佐嘉郡とされるので、平安末期までには再度の移転があったものと考えられるが、木原はこれを『佐賀郡誌』に記す「轡久府」（佐賀市鍋島町轡久）とするが、その根拠など詳細は不明である。総社の成立は平安中期以降とされ、また印鑰社の創祀は一二世紀頃とみられるので、筆者はこれら国府関係神社の残る大和町旧国府の地付近を考えたい。『鎮西要略』によれば、一四・五世紀当時の国府・府中は尼寺付近にあったことが知られる。

(3) 備前

国府跡は岡山市国府市場にあり、国府跡に祭祀したとみられる国長社があり、総社も近くにあるので、古くから知られていたが、その地は上道郡に属して、『和名抄』の御野郡と異なるので、郡界となっている旭川の流路の変遷があって、旧時は御野郡に属していたものであろうとする説⁽³⁰⁾が一般で定説化していた。

しかし、後神三千子⁽³¹⁾は上道郡と御野郡の微地形と条里地割とを詳細に検討して、国府域をめぐる旭川の旧流路は、郡界ともなるべき主流路ではありえないし、また両郡の条里は約八度方位を異にしており、その分布から見て大幅な郡界変動は考えられず、国府域は本来上道郡に属していたと見るべきことを明らかにした。

ここにおいて、上道郡から御野郡への国府移転を早くから提唱している大槻如電⁽³²⁾の説は、卓見と言うべきで、その移転理由としては水害を示唆している。

旭川東岸の上道郡の平野部には、旭川流路の変遷による郡界移動説が生じた程に、多くの旧河道跡を残し、その最も東方を通るものは国府跡の北から東をめぐる、南に西大寺方面に至っている。国府跡の東に接して、この旧河道に沿う成光寺跡⁽³³⁾があり、白鳳期末から奈良期始に比定される古瓦を出土するが、西大寺の観音は成光寺にあった

ものとされ、洪水に流されて西大寺に移ったとの伝承もあり、その真疑は別としても、洪水のあった事実は十分に察知される。

御野郡に移転した国府の所在地として、大槻は岡山市三門みかどをあげているが、付近には国守くにもりなどの地名もあり、有力な候補地と言えよう。「みかど」地名は国府よりも郡家想定地に多く認められるので、直ちにこれを国府跡と見ることはできないが、あるいは御野郡家の地で、国府を移すに際してこれを転用し、または併置したことも考えられよう。

なお、『延喜式』駅路は北方約二・五kmの地点を通り、国府は駅路に沿うとする一般的原则には当たらないが、足利健亮(34)の駅路復原によれば、備中・備後も、また上道郡の初期備前国府も駅路には沿わないので、特に不都合とすることにはならないであろう。

ところで、治承(一一七七一八一)頃に成ったとされる『伊呂波字類抄』にも国府を御野郡としているが、『平家物語』に治承三年(一一七九)関白藤原基房の配流の地として、「備前国府の辺、井ばさまといふ所」とあって、これは国府市場の北東約八〇〇mの岡山市湯迫ゆまけに比定されるので、この備前国府は上道郡としなければならぬ。国府総社の成立も平安中期以降と考えられるので、岡山市祇園にある総社も初期国府に関連するものではない。大槻も旧地への再度の国府移転を考慮しているのであるが、そうとすれば、『伊呂波字類抄』は訂正を失したものであろうか。しかし、平安末期においては国衙機構が分散していたことも考えられるので、平安後期から鎌倉初期にかけての在庁官人の動向などを中心にして後考に待ちたい。

(4) 丹後

丹後国府の所在は国分寺跡と国府関係地名の残る宮津市府中とされてきたが、明確な遺跡は認められない。坂口慶

治⁽³⁵⁾は府中地区は地形狭少で、方格地割も認められないので、律令盛行期の国府跡としては適地ではないが、府中の地名や飯⁽³⁶⁾役(印鑰)社も存在するところから、律令体制の衰退崩壊期の国府所在地であろうと解し、初期国府跡をその西方約2kmにあって条里的方格地割の認められる、与謝郡岩滝町男山地区に求め、方四町または方六町とする国府域を想定した。藤岡謙二郎⁽³⁶⁾も坂口説を妥当と認めたが、府域の規模については方五町が適当とした。

筆者も坂口の考定に賛同するが、男山も府中も与謝郡にあって、『和名抄』の「国府在加佐郡」と異なる点について、若干の考察を試みたい。この点についての従来の解釈は様々で、『地名辞書』は『和名抄』の誤記とし、『地理志料』や『上代歴史地理新考』は加佐郡から与佐郡への移転とするが、加佐郡における所在については述べるところがない。山田弘通⁽³⁷⁾は『拾芥抄』に加佐・与謝両郡と併記されているように、丹後国府はある期間両郡に併置されたものと解して、加佐郡のそれを大江町河守⁽³⁸⁾の地に比定している。古歌の解釈を通じての山田の所論には聞くべきところが多いが、併置説では『和名抄』に加佐郡のみを記して与謝郡を載せないことの解釈が成立しない。古歌についての山田の所論を参考にすれば、丹後掾曾禰好忠が「由良の門を渡る舟人」を詠った一〇世紀頃は加佐郡に、小式部内侍が「大江山いく野の道」を、和泉式部が「与謝の大山」や「与謝の辺りは」と詠った一一世紀初頭には、丹後国府は与謝郡にあったと解することも可能であろう。山田の河守説は両郡国府併置説に基ずくものであるから、これととらない限り河守⁽³⁸⁾のコウが国府に通ずること以外には特に根拠は認められない。

さて、筆者は旧加佐郡域に入る舞鶴市域に、由良川沿いの和江に国分寺を称する平安期の寺院跡が、西舞鶴の福来には国府と何等かの関係があったと考えられる大光寺の地名が、また西舞鶴南方の池内川の谷には、これも国府関係地名とされる布敷⁽³⁹⁾(府敷)があることに注目した。これらは離れ離れで特に国府の所在を決定するに足りないが、加

佐郡内に国府の所在を考定する上において、西舞鶴地区は有力な候補地とすることができよう。

ところで、『延喜式』駅路は時期的に『和名抄』の国府所在と対応されるが、丹後の勾金とこれに連続するとみられる丹波の日出・花(前)浪の諸駅は、従来丹波国府を与謝郡として、その所在が検討されてきたが、必ずしもその比定は明確ではない。国府を加佐郡に置く見地からの再検討が必要であろう。

以上、加佐郡における国府所在を確定はできなかったが、その存在は十分に考慮されるであろう。

宮津市府中⁽³⁹⁾については、府中の呼称は鎌倉期以降とされ、飯役(印鑰)社の成立も一二世紀頃に考定できるから、坂口の想定どおり律令崩壊期の平安末乃至鎌倉初期以降の国府所在地として適当であろう。

そこで、初期国府の移転事由と、また再度の移転事由とが問題になる。まず、男山の国府想定地は海浜の低地にあつて、坂口は府域の一部が沈水したことも考えられるとしているが、後述するように八世紀初頭から一〇世紀初頭の間は約一・五mに及ぶ海面上昇があつたとすれば、同地での国府の存続には不都合を来したであろう。そこで、一時的に加佐郡内の適地に国府が移されたが、海面が旧に復するに及んで、本来その立地条件にすぐれている旧地に復したものであろう。ただし、当時の国府はその機構も縮小されていて、往時の規模を必要とはしなかつたので、旧府付近の適地をえらんで置かれたものと考えたい。

(5) 甲 斐

筆者⁽⁵⁰⁾は甲斐国府の所在とその移転について論じたことがあり、山梨県東山梨郡春日居町国府・鎮目地区に方六町の初期国府跡を想定し、ここから東八代郡御坂町国衙の地に移転したものとし、後者が『和名抄』の「国府在八代郡」に該当すると考えた。しかし、式内社や『和名抄』郷名比定などからみれば、御坂町国衙の地は当時の山梨郡に

含まれて、八代郡には入らないと考えられるので、八代郡所在の国府（八代国府と呼ぶことにする）は別地に求めるべきであろうと考えるようになった。従って、春日居町国府―八代国府―御坂町国衙と移転したことになるが、『伊呂波字類抄』にはなお八代郡と記すので、平安期末までは八代国府に存続したとしなければならぬ。御坂町国衙は近くを通る鎌倉街道との関係が考慮され、鎌倉期には国府はこの地にあったものと考えられる。

春日居町国府の地は笛吹川旧河道北岸の微高地にあるが、なお想定府域の一部は低湿地で、扇状地上に立地する御坂町国衙に対比すれば、洪水に対して安全であったとは言えない。

八代国府の所在はおそらく、東八代郡八代町付近の扇状地面上に求められるであろうが、甲斐における『延喜式』駅家の比定もまだ必ずしも確定的ではないので、駅路と共に検討すべきであり、また八代郡家に併置されたことも考えられるので郡家跡の追求も必要であろう。

(6) 相摸と豊前

相摸については、筆者⁽⁴⁾はその初期国府を小田原市永塚に、『和名抄』に大住郡とする次期国府は平塚市域に、『伊呂波字類抄』に余綾郡とする後期国府を神奈川県中郡大磯町国府本郷とする見解を発表したが、初期国府想定地はその主要部が台地上にあって、水害に対しては一応安全であったとみられるので、その移転は在地豪族の勢力関係によるものとした。しかし、初期国府の一部にあたる下曾我遺跡⁽⁵⁾は、その発掘調査の結果、平安初期に洪水によって廃絶したとされるので、この国府の移転に水害が全く関係がなかったとは言えない。すなわち、国府の一部が水害を受けることにより、その機構運営に難点を生じて、移転が考慮されたことも考えられないではないであろう。

豊前については、筆者(43)はその初期国府を福岡県京都郡豊津町惣社・国作に、後期国府を行橋市草場とし、戸祭由美夫(44)は時期的にこれらの中間にあたる『和名抄』に京都郡とある次期国府を行橋市椿市地区須磨園に想定した。この初期国府も主要部は台地上に展開するので、特に水害が移転の主な原因となったとは考え難い。豊前における国府の移転関係については暫らく後考にまわりたい。

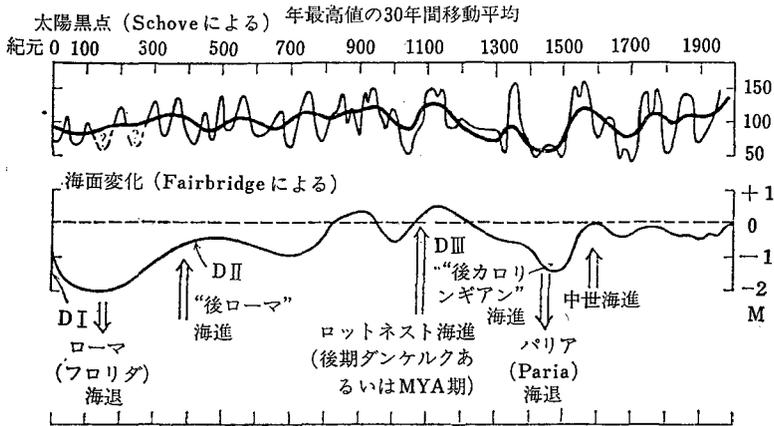
三、古代における気候変動と国府移転との関係

前述したように、低地に置かれた諸国国府が、平安初期に水害を受けて移転し、またその多くが平安末期には旧地またはその付近に復したとする共通の現象をみることに、気候変動とこれに伴う海水準の変位など自然条件の変化を考えざるをえない。

すなわち、紀元前三世紀から紀元四世紀中頃にかけて、世界的に低温な時期で、当時の海水準は現海面より二・五m内外低位にあったとされるが、四世紀後半頃から気温は上昇し、一二世紀までにかけては世界的温暖化と、これに伴う海進現象をひきおこしたという(45)。

日本でも京都の桜の開花は九世紀に最も早く(46)、中国でも八世紀初期から九世紀中期にかけて、長安でミカンが実るなど温暖な気候が続いたといわれる(47)。これに対応する海進現象は、瀬戸内海西部の宇都市において、小野忠熙(48)が古代小海進とよんでいる海進のピークは九世紀から一〇世紀の間にあったとされる。井関弘太郎(49)も有明海沿岸の佐賀平野において、中世以降の干拓地の著しい拡大に対して、弥生期から古代にかけての陸地の拡大が僅少であったことを、佐賀市付近の弥生後期遺跡と条里遺構の分布限界とが近接していることから指摘している。

19 災害による国府の移転



第1図 フェアブリッジによる海面変化
(井関弘太郎『三角州』より)

気候の温暖化にともない、水害も多発したのであることは、特に海水準上昇の影響をも受ける海岸三角州・海岸平野の場合はもちろん、内陸部においても、『三代実録』などに多出する水害記事に知ることができる。各地における自然堤防の急速な形成も、ほぼこの時代にあてられることなどからみれば、平安京における鴨河の洪水や、その対策としての防鴨河使の設置も、単にその流路を人為的に変更・規制したためとばかりは思われない。

海面変化と太陽黒点の推移とを対比して考察したフェアブリッジ(50)によれば、一〇世紀初頭と一二世紀前半とをピークとする小海進と、その間に一一世紀初頭を最低とする小海退とを想定している。小野の言う古代小海進は前者にあたるが、それ以前の八世紀初頭に想定される小海退との水準差は約一・五mと算定される。後者の海進に相当するものとしては、福山市草戸千軒町遺跡において平安末期から鎌倉期にかけて現在より高位の海面があったとされる(51)ことが該当するようであるが、もとより海水準の変化は地盤の上下にも関係するから、特に地殻

変動の激しい日本では、一例を以て単純に律することはできない。また、平安末期には全国的な災害の史料も少ないので、海進と災害との対比も困難である。

ここでは、フェアブリッジに従うこととして国府移転との関係を考察すれば、一〇世紀初頭をピークとする海進と、これをひき起した気候変動にともなう水害の多発が、七世紀末から八世紀初の小海退期にあたって、おそらくは舟運の便をはかって海浜や河岸に設置された国府の存続を困難にして、その移転を余儀なくしたものと解したい。前述の諸国における初期国府の立地状況と、その移転とを適切に説明することが可能となるからである。

さらに、一一世紀初頭に至る海退によって旧地に復したが、その後は国府の存在そのものが、もはや地方制度にとって特に重要ではなくなり、その規模も縮少していたので、小面積の高燥地に営まれることが多く、再び一二世紀に海進が起ったとしても、特に国府の移転を必要とするとはなかったであろう。

以上の観点によれば、『和名抄』には示されない、同郡内での国府の移転もかなりあったとしなければならぬ。すなわち、前述した下野の場合が挙げられるが、その他には、参河⁽⁸²⁾においてその初期国府が豊川市音羽川沿岸の低地に想定され、一〇世紀末頃には東方の台地上に移転したと考えられること、また藤岡謙二郎⁽⁸³⁾が想定する隱岐国府は西郷町八尾川沿岸の低湿地であるが、一方ではその南方台地上に総社玉若酢神社前方の甲原に想定する説もあり、前者から後者への移転を考慮することも可能なことなど、今後の調査によっては同様の例が多く見出されるであろう。

四、おわりに

以上の筆者の見解を要約すれば、ほぼ次のとおりである。

奈良時代から平安時代初期にかけての律令盛行期においては、都市計画を伴なう国府の移転は容易ではないので、災害によって国府が破壊されても、原地に復旧することを原則として、自然的立地条件の変化などによって旧地での国府の存続に困難を来した場合に限って国府の移転が行われた。その自然条件の変化とは、地震による地盤沈下の例もあるが、多くは国府設置以来の気候の温暖化に伴う海水位の上昇と洪水の多発とで、河岸または海浜に置かれた国府は移転を余儀なくされたものである。その時期は九世紀後半から一〇世紀初にかけてのことで、フェアブリッジの想定による海面変化によく適合する。『和名抄』所載の国府所在は、これら国府の移転後の状態を示している。

平安中期以降の律令衰退・崩壊期にかけては、国府は機能の変遷に応じて規模も縮小され、律令盛行期以来の国府形態の維持には困難を来すようになっていたので、各種の災害を契機として、国府の移転が多く行われるようになった。

中世以降は国府の存在そのものが固定的ではなく、有力在庁や守護所との勢力関係などによって移転することも多くなり、災害が特に国府移転の事由となることもなかったものと考えられる。

註

(1) 酒田市街東北方約5kmの酒田市中吉田付近に比定する説があるが、明確な遺跡はない。

(2) 山形県最上郡舟形町福寿野に比定される。

- (3) 中吉田の東北約三kmにある酒田市城輪の城輪柵に比定する説が有力である。
- (4) 大槻如電『駅路通』上・下巻、明治四四・大正四年。
- (5) 大場磐雄「相模国府の位置について」『史迹と美術』二二〇号、昭和二六年。同「国府集落」『県史講座要録・神奈川県の歴史』県下の集落篇・上、昭和三五年。
- (6) 松本雅明「肥後の国府——託麻国府址発掘調査報告——」『古代文化』一七卷三号、昭和四一年。
- (7) 水野正好「滋賀県大津市近江国府跡」『日本考古学年報』一八・昭和四〇年度、昭和四五年。
- (8) 大和久震平・埴静夫『栃木県の考古学』昭和四七年、三八六・七頁。
- (9) 前掲、註(7)。
- (10) 米倉二郎「紀伊国府考」『紀州文化研究』三卷二号、昭和一四年。
- (11) 高階成章「信濃国府考」『信濃』(第二次)七卷一〇号、昭和一七年。
- (12) 『三代実録』元慶三年九月四日条に、県坂上岑を美濃・信濃の国界と定める記事の中に、「今此地、去美濃国府、行程十余日、於信濃国、最為逼近」とあって、信濃国府は小県郡ではこの記事に該当しない。
- (13) 木下良「相模国府の所在について」『人文研究』(神奈川大学人文学会)五九号、昭和四九年。
- (14) 木下良「国府跡研究の諸問題——甲斐国府跡をめぐって——」『文化史学』二二号、昭和四二年。
- (15) 前掲、註(13)。
- (16) 木下良「国府と条里との関係について」『史林』五〇巻五号、昭和四二年。
- (17) 木下良「豊前国府址についての一考察」『美夜古文化』一八号、昭和四二年。前掲、註(16)。
- (18) 戸祭由美夫「豊前国府考」『日本地理学会予稿集』五、昭和四八年。
- (19) 木原武夫「太宰府管内国府の研究・二(肥前関係)」『九州史学』五二号、昭和四八年。
- (20) 吉田東伍『大日本地名辞書』四(西国)、明治三四年、肥後(熊本)飽託郡「国府址」・「託麻府」項。
- (21) 松本雅明『城南町史』昭和四〇年、「益城国府」項、一三九〜一四八頁。同「肥後の国府と陳内院寺」『熊本県史』総説編、昭和四〇年、一七三〜一八二頁。
- (22) 前掲、註(6)。

- (23) 木下良「肥後国府の変遷について」『古代文化』二七卷九号、昭和五〇年。
- (24) 米倉二郎「九州の条里」『九州アカデミー』一、昭和三五年。
- (25) 高橋誠一「古代山城の歴史地理——神籠石・朝鮮式山城を中心に——」『人文地理』二四卷五号、昭和四七年。
- (26) 前掲、註(19)。
- (27) 木下良「印鑰社について——古代地方官庁所在の手掛りとして——」『史元』一七号、昭和四八年。
- (28) 日野尚志の教示による。
- (29) 出羽において、国府の地であったとされる山形県東田川郡藤島町藤島が、南北朝時代に南朝方の有力拠点となっていたことに対応される。
- (30) 岡山市史編纂委員会『岡山市史』古代編、昭和三七年、石田寛「条里制と備前国府の位置」二七九～二九二頁、巖津政右衛門「備前国府」三一三～三三二頁。
- (31) 後神三千子「岡山平野における古代景観の復原」『立命館文学』二四六、昭和四〇年。
- (32) 前掲、註(4)。
- (33) 前掲、『岡山市史』古代編、巖津政右衛門「成光寺跡」四一三～四二〇頁。
- (34) 足利健亮「吉備地方における古代山陽道・覚え書」『交通の歴史地理歴史地理』学紀要一六、昭和四九年。
- (35) 坂口慶治「丹後国府址一考」京都教育大学地理学会『地理』学研究報告一六号、昭和四三年。
- (36) 藤岡謙二郎『国府』(日本歴史叢書二五) 昭和四四年、一八一～一八三頁。
- (37) 山田弘通「百人一首の歌と丹後の国府」『日本歴史』二四五、昭和四三年。
- (38) 木下良「国府跡研究のこれから——古代から中世への変遷を主にして——」『史学雑誌』八二編一二号、昭和四八年。同「日向国府の変遷」神奈川大学人文学会『人文研究』六〇号、昭和四九年。
- (39) 前掲、註(27)。
- (40) 前掲、註(14)。
- (41) 前掲、註(13)。
- (42) 樋口清之『発掘』昭和三八年、「洪水に沈んだ集落」七四～七八頁。

- (43) 前掲、註(16)・(17)。
- (44) 前掲、註(18)。
- (45) 井関弘太郎「古代の歴史地理的基盤」『古代の日本』二(風土と生活) 昭和四六年。
- (46) 和達清夫編『日本の気候』昭和三三年。
- (47) 邵国儲(訳) 竺可楨「中国の気候——五〇〇年来の変化」『地理』二〇卷三号、昭和五〇年。
- (48) 小野忠熙・木村蒙章「波雁が浜遺跡」『宇部市域遺跡群学術調査研究報告』(昭和四三年)では七世紀後半頃を海進のピークと推定したが、最近の小野の教示によれば、その後を検出された遺物などから、九世紀から一〇世紀の間と考えられるようになったとのことである。
- (49) 井関弘太郎『三角州』昭和四七年、五八頁。
- (50) 前掲、註(45)・(49)の引用による。
- (51) 桑代勲「草戸千軒町遺跡付近の沖積平野の形成」『福山草戸千軒町遺跡・遺跡編』昭和四〇年。
- (52) 木下良「参河国府跡について」『人文地理』二八卷一号、昭和五一年。
- (53) 前掲、藤岡『国府』一九七〜一九九頁。